

議員提出議案第3号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月18日提出

提出者	朝霞市議会議員	田原	亮
賛成者	朝霞市議会議員	野本	一幸
賛成者	朝霞市議会議員	利根川	仁志
賛成者	朝霞市議会議員	黒川	滋
賛成者	朝霞市議会議員	田辺	淳
賛成者	朝霞市議会議員	石川	啓子
賛成者	朝霞市議会議員	外山	麻貴

朝霞市議会議長 様

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例（昭和50年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。